

北海道環境計量証明事業協議会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、北海道環境計量証明事業協議会(以下本会という)と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と協調に努め、且つ関係諸機関との連携を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う

- (1) 官公庁及び関連団体の連絡、協調を図る
- (2) 情報の提供及び調査研究
- (3) 環境計量証明事業に関する研究会、講演会等の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(事務所)

第 4 条 本会は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

(会員の資格)

第 6 条 本会の会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 北海道に登録した濃度、騒音に係る計量証明事業者
- (2) 賛助会員 環境測定分析並びに環境保全に関係のある企業又は団体で、本会の目的に賛成し入会した者
- (3) 特別会員 環境測定分析並びに環境保全に関し学識経験のある者、又は本会の目的達成のため多大の貢献をした者で幹事会において推薦された者

(会費等)

第 7 条 会員は会費を納める者とする。但し特別会員は免除する。

第3章 役 員

(役員の種類)

第 8 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 幹 事 若干名
- (3) 会計監事 2名

(役員を選出)

第 9 条 幹事及び会計監事は総会において会員中より選出する。

2 会長は幹事の中から互選する。

(役員職務)

第 10 条 会長は会を代表して会の業務を統轄する。

2 幹事は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が指名する幹事はその職務を代行する。

3 幹事は幹事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 会計監事は会計を監査する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、2 年とする。但し再任を妨げない。

(顧問)

第 12 条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 13 条 会議は総会及び幹事会とする。

(総会)

第 14 条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年 1 回以上開催する。議長は会長がこれに当たる。

2 臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員の 3 分の 1 以上から要請があったとき開催する。

3 通常総会及び臨時総会を招集して行うことが困難となる場合、書面決議等その他の方法により開催することができる。

(幹事会)

第 15 条 幹事会は、会長が招集しその議長となる。

2 招集して行うことが困難となる場合、書面決議等その他の方法により開催することができる。

(会議の成立)

第 16 条 総会は正会員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

2 幹事会は幹事の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

3 当該議案につき、あらかじめ委任状または議決権行使書を提出した者は出席者とみなす。

(会議の決定)

第 17 条 会議の決定は、いずれも出席構成員の過半数で決する。

但し可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第 18 条 総会は次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 会則の変更

(4) 会費等の賦加、徴収

(5) その他幹事会において必要と認めた事項

(幹事会の決議事項)

第19条 幹事会は会則に定めてある事項のほか、会務の執行に関し審議決定する。

第5章 資産および会計

(資産)

第20条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 臨時会費
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金品
- (5) 什器備品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第21条 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は、幹事会において定める。

(経費)

第22条 本会の経費は次のものをもって充当する。

- (1) 会費
- (2) 臨時会費
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画等)

第24条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、幹事会の同意を得て会長が作成し、総会の議決を受けなければならない。

(事業報告等)

第25条 本会の事業報告及びこれに伴う収支決算は、幹事会の同意を得て会長が作成し、会計監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

(その他)

第26条 本会則に記載なき事項は、総会又は幹事会で審議決定する。

附 則

- 1 この会則は、昭和52年8月10日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、この会則の施行日から翌年3月31日までとする。
- 3 既納の会費その他の拠出金は、返還しない。

附 則(平成4年4月1日)

- 1 この会則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この会則により選出された当初の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず平成7年3月31日までとする。

附 則(令和3年6月11日)

- 1 この会則は、令和3年6月11日から施行する。